

審 査 基 準
(文化遺産保護国際協力拠点交流事業)

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者又は一定の条件を満たす者に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された文化遺産保護国際貢献事業選定委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて面接選考を実施する。なお、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、文化遺産保護国際貢献事業選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。なお、2点を最低平均評価点とし、これを下回るものは採択しない。

1. 事業実施主体に関する評価

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②事業実施に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ③事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有し、十分な業務管理能力を有していること。
- ④仕様書に記す拠点及び必要に応じてその他の関係機関と連絡調整を取り、事業を適切に実施することが可能であること。

[評価基準]

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

2. 事業内容に関する評価

- ①提案内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであり、かつ、実現性・妥当性があること。
- ②前年度に文化遺産国際協力拠点交流事業の受託実績がある事業については、それまでの活動実績及び成果が示され、それらを踏まえ、発展的な提案内容が示されていること。新規提案の場合は、中心となる実施担当者のこれまでの活動実績及び成果が示され、それらを踏まえた発展的な提案内容が示されていること。
- ③事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④提案内容に対して、コスト削減への取組が図られ、妥当な経費が示されている

こと。

[評価基準]

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

[評価基準]

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点
- ・プラチナくるみん認定＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

審 査 基 準 (案)
(文化遺産国際協力コンソーシアム事業)

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の平均得点が最も高い者又は一定の条件を満たす者に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された文化遺産保護国際貢献事業選定委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて面接選考を実施する。なお、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、文化遺産保護国際貢献事業選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。なお、2点を最低平均評価点とし、これを下回るものは採択しない。

[評価項目]

1. 事業実施主体に関する評価

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。特に、人員一人一人の役割が明確となっており、役割に応じた適当な資質を具備していること。
- ②調査等情報収集及び積極的な広報活動・情報発信を展開するために必要かつ適当な人員・組織体制が整っていること。
- ③文化庁との連絡体制及びコンソーシアム内部での執行部との連絡体制が整っていること。
- ④事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有し、十分な業務管理能力を有するとともに、事業を適切に遂行するためのノウハウを有していること。
- ⑤関係機関と連絡調整を取り、事業を適切に実施することが可能であること。

2. 事業内容に関する評価

- ①提案内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであり、かつ、実現性・妥当性があること。
- ②事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③コストが精査されており、提案内容に対して妥当な経費が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

[評価基準]

1. 「1. 事業実施主体に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点
- ・プラチナくるみん認定＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

審 査 基 準（案）
（無形文化遺産保護パートナーシッププログラム）

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の平均得点が最も高い者又は一定の条件を満たす者に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された文化遺産保護国際貢献事業選定委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて面接選考を実施する。なお、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、文化遺産保護国際貢献事業選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。なお、2点を最低平均評価点とし、これを下回るものは採択しない。

[評価項目]

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業実施に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ③ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有し、十分な業務管理能力を有していること。
- ④ 仕様書に記す事業の実施に際して、関係機関と連絡調整を行い、事業を適切に実施することが可能であること。

2. 事業内容に関する評価

- ① 提案内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであり、かつ、実現性・妥当性があること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ コストが精査されており、提案内容に対して妥当な経費が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

[評価基準]

1. 「1. 事業実施主体に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点
- ・プラチナくるみん認定＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点